

は　じ　め　に

本報告書は、熊本県の平成 17 年度における公共用水域及び地下水の水質について、水質汚濁防止法第 16 条の規定により、国土交通省九州地方整備局及び関係市町と協議して策定した水質測定計画に基づき実施した調査結果を、同法第 17 条の規定により公表するものです。

調査は、公共用水域については、環境基準の類型指定を行っている河川 9 水域及び海域 4 水域（全域）と類型指定を行っていない河川の計 172 地点（河川：118 地点、海域 54 地点）について実施しました。

地下水については、概況調査（335 地点）と、各市町村に概ね 1～2 地点を設定している定点監視調査及びこれまでの調査で汚染が確認されている井戸やその周辺井戸での定期モニタリング調査（582 地点）、また新たに汚染が確認され井戸の周辺地区調査（98 地点）を実施しました。

その結果、河川については、都市部及びその周辺において生活排水等の影響が見受けられるものの、全体的には改善の傾向にありました。また海域については、環境基準の達成率（COD）が平成 12 年度は 52.6%と大幅に低下しましたが、その後は、17 年度 73.7%と改善されています。

地下水については、定点監視調査の結果では、93.6%の地点で環境基準を満たしていますが、一部に環境基準を超過した井戸もあるため、今後も調査を継続していくこととしております。

概況調査については、砒素と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査を実施しました。砒素については、県南の海岸線に近い井戸を中心に 44 井戸の調査を実施し、2 井戸で環境基準を超過しました。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、県南部を中心に 291 井戸の調査を実施し、6 井戸で環境基準を超過しました。汚染が発見された井戸につきましては、今後、定期的に調査して参ります。

熊本県では、平成 15 年 3 月、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づく「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定し、これらに基づき、現在、対策を進めているところですが、今後とも、豊かできれいな水を次世代へ引き継ぐために、公共用水域や地下水の水質保全に積極的に努めていきたいと考えております。

皆様におかれましては、この報告書を御活用いただき、熊本県の水質環境の現状を正しく御理解いただくとともに、より一層水質の保全に取り組んでいただければ幸いです。

おわりに、公共用水域及び地下水の水質測定調査の実施に御協力いただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成 18 年 9 月

熊本県環境生活部長
村 田 信 一